

個人信用情報機関のシー・アイ・シー(CIC) 貸金業法に対応した個人信用情報の登録受付け開始

- 個人信用情報機関の中で最も早く、貸金業法で求められる登録システムを稼動 —
— 照会システムおよび他機関交流システムの開発についても順調に推移 —

クレジット業界の個人信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー(略称:CIC、代表取締役社長:松香茂道、本社:東京都新宿区)では、本日、平成20年10月30日より、貸金業法に対応した登録システムを稼動し、加盟企業からの個人信用情報の登録受付けを開始しました。

1. システム構築の背景等

平成18年12月に公布された貸金業法において、第3条施行時(平成21年6月18日期限)に指定信用情報機関制度が創設されます。また、第4条施行時(平成22年6月18日期限)には、個人向け貸付において、原則、年収等の3分の1を超えない範囲で貸付が行われる「総量規制」が開始されます。

これらの段階的施行により貸金業者は、個人向け貸付を行う場合には、内閣総理大臣が指定した信用情報機関へ加盟し、この指定信用情報機関が保有する個人信用情報の利用が義務付けられます。さらに加入貸金業者は、指定信用情報機関に対して、個人信用情報を「遅滞なく」登録することが義務付けられます。

現在、当社では、指定信用情報機関への指定申請を行うため、同法に基づく指定に求められる要件を満たすべく鋭意準備を進めています。

2. 貸金業法に対応した個人信用情報の登録受付け開始について

当社では、貸金業法における指定信用情報機関制度への対応の一環として、平成20年10月30日より、貸金業法で求められる「遅滞ない」登録に対応した登録システムを稼動し、加盟企業からのオンライン伝送による個人信用情報の登録受付けを開始しました。

これに伴い、貸金業法で求められる個人信用情報の登録義務を遵守するためのシステム環境が整備されたこととなります。また、指定信用情報機関制度での指定に向けて準備を進めている個人信用情報機関の中で、最も早い登録システムの稼動となります。

3. 今後の取り組み

今後、貸金業法の第4条施行における「総量規制」の開始により、貸金業者には顧客の返済能力の調査義務が課されます。また、複数の信用情報機関が内閣総理大臣により指定された場合、指定信用情報機関間の情報交流が必要となります。

当社では、加盟企業からの信用情報照会に対応する照会システム、および他機関交流システムについても鋭意開発を進めており、そのスケジュールは以下の通り順調に推移しています。

1) 照会システム

平成21年2月21日～ 照会サービス開始

2) 他機関交流システム

平成21年2月21日～ 照会テスト開始

平成21年6月1日～ 本番環境

なお、本年6月18日に公布された改正割賦販売法においても指定信用情報機関制度が導入されることから、同法においても所要の対応を図る予定としています。

当社では、今後とも多重債務者防止・過剰与信防止に向け、指定信用情報機関としての役割・機能を十分に果たすよう、消費者保護・情報の整備を確実にを行い、国民の皆さまから最も信頼される信用情報機関として全力をあげてこれらの対応に取り組んでまいります。

以上

● 本件に関するお問い合わせ先

株式会社シー・アイ・シー

経営企画部 広報担当 菅佐原・大庭

東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

TEL：03-3348-0626

FAX：03-3345-1913

Mail：webowner@cic.co.jp

■ 貸金業法対応システムスケジュール

		平成20年	平成21年	平成22年
貸金業法			指定信用情報機関 制度の指定開始	第3条施行 (平成21年6月迄)
				第4条施行 (平成22年6月迄) 総量規制の導入
登録システム	オンライン伝送	平成20年10月30日～ 登録受付開始		
	Win統合	平成21年2月21日～ 登録受付開始		
照会システム	CPU照会	平成21年2月21日～ 照会サービス開始		
	オンライン伝送	平成21年2月21日～ 照会サービス開始		
	Win統合	平成21年2月21日～ 照会サービス開始		
他機関交流システム			平成21年2月21日～ 照会テスト開始	6月1日～ 本番環境

- * CPU 照会 : ホストコンピュータ接続によるオンラインリアルタイム照会 (IP-VPN 回線の閉域網を利用)
- * Win 統合 : Windows パソコンによるオンラインリアルタイム照会 (CIC 所定の照会ソフトと通信回線を利用)